

国住指第596号
令和5年3月31日

建築設計関係団体の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

屋根の改修に係る設計・施工上の留意事項について（周知依頼）

屋根の改修に関する建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）上の取扱いについては、別添の「屋根の改修に関する建築基準法上の取扱いについて」（令和5年3月31日付け国住指第595号）のとおり、特定行政庁等に通知しているところです。

つきましては、別添に加えて、屋根の改修に係る設計・施工上の留意事項を下記のとおりとりまとめましたので、貴団体におかれましては、貴団体所属の事業者に周知いただきますようお願いいたします。

記

別添に記載のとおり、屋根ふき材のみの改修を行うなど、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替に該当しない屋根の改修を行う際には、確認申請は不要である。

その際、当該改修後の建築物が構造耐力上安全であることが明らかな場合には、再度、壁量計算や耐震診断等を行う必要はなく、構造耐力上安全であることが明らかでない場合には、壁量計算や耐震診断等により安全性の確認が必要である。

国住指第595号
令和5年3月31日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

屋根の改修に関する建築基準法上の取扱いについて

屋根の改修に関する建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）上の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、適切な業務の推進に努められるようお願いする。

また、建築設計・施工関係団体の長に対しては、別添の「屋根の改修に係る設計・施工上の留意事項について（周知依頼）」（令和5年3月31日付け国住指第596号）のとおり通知しているところである。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

屋根ふき材のみの改修を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。

また、既存の屋根の上に新しい屋根をかぶせるようないわゆるカバー工法による改修は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。